

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―十一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県和光市下新倉五丁目三百二十三番 外十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百三十五・八八立方メートル